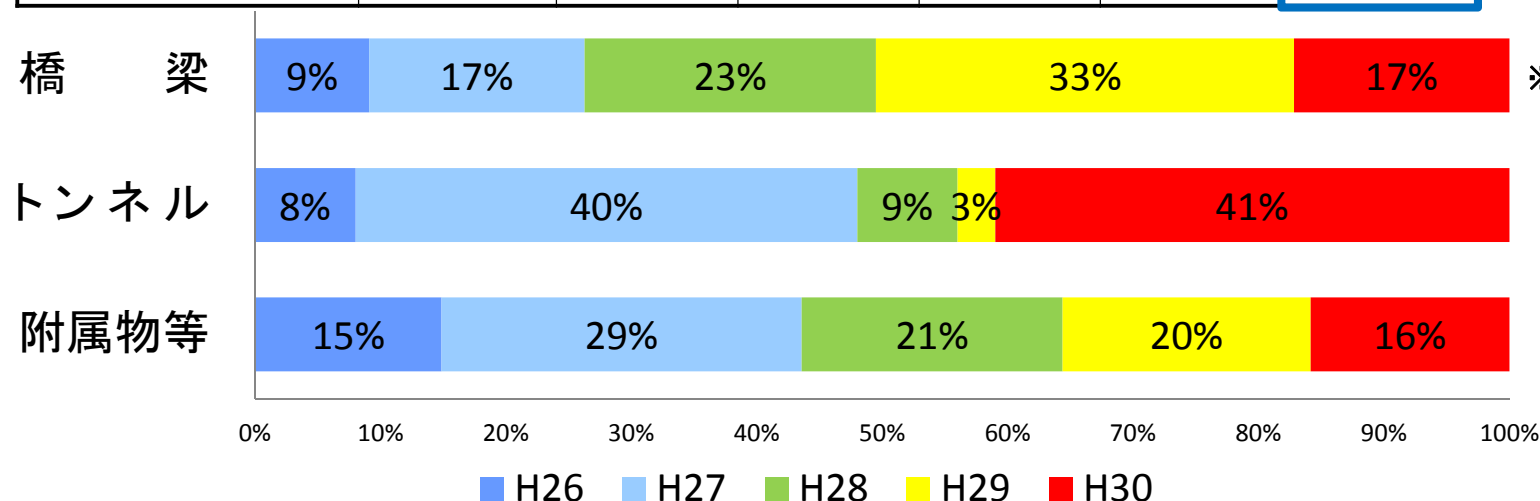


# 大阪府内の平成29年度点検結果速報[全体]

資料2

○平成26年7月の省令施行より、道路管理者は、全ての橋梁、トンネル等について、5年に1回の近接目視による点検計画を策定し点検を実施。大阪府内の平成29年度までの点検実施率は、橋梁83%、トンネル59%、道路附属物等84%となっている。

施設名	管理施設数	H26	H27	H28	H29	実施率	H30 予定
橋梁	11,188	1,053	1,929	2,608	3,744	83%	1,851
トンネル	115	9	46	10	3	59%	47
附属物等	2,854	414	840	588	558	84%	454



※橋梁：  
2橋は供用直後のためH31予定  
1橋は事業継続中のためH31以降

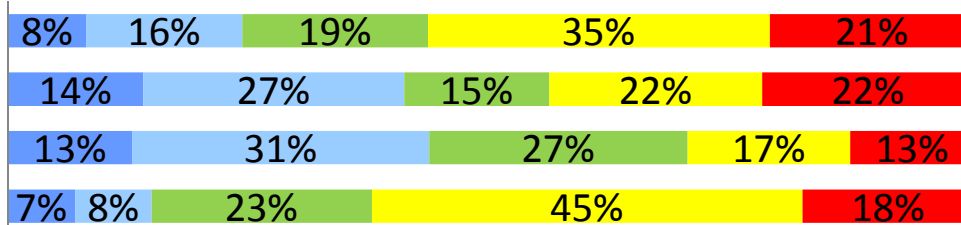
# 大阪府内の平成29年度点検結果速報[橋梁]

○大阪府における橋梁の平成29年度までの点検実施率は、国土交通省で78%、高速道路会社で78%、大阪府・政令市で87%と、市町村で82%となっている。

<平成29年度橋梁点検状況(管理者別)> 各管理者とも順調に点検が進捗

管 理 者	管 理 施設数	H26	H27	H28	H29	実施率	H30 予定
国 土 交 通 省	459	37	74	89	159	78%	98
高 速 道 路 社 会 社	781	109	209	121	173	78%	169
大 阪 府 市 政 令 市	3,762	472	1,155	1,002	647	87%	485
市 町 村	6,186	435	491	1,396	2,765	82%	1,099
合 計	11,188	1,053	1,929	2,608	3,744	83%	1,851

国土交通省  
高速道路会社  
大阪府・政令市  
市 町 村



※国:  
2橋は供用直後のためH31予定  
政令市:  
1橋は事業継続中のためH31以降

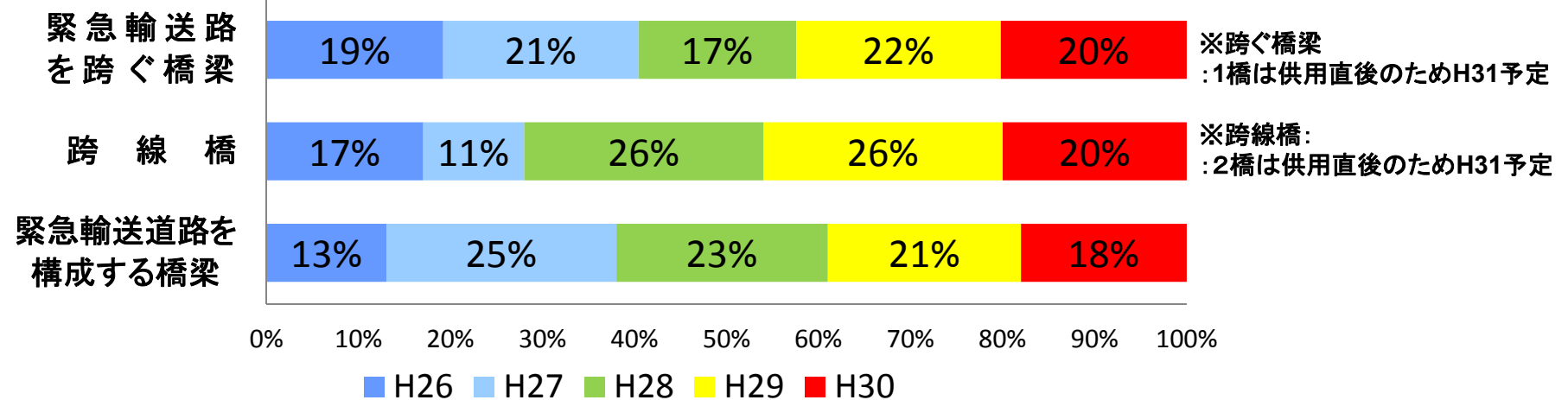
0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%

■ H26 ■ H27 ■ H28 ■ H29 ■ H30

# 大阪府内の平成29年度点検結果速報[橋梁(最優先)]

○大阪府にある橋梁のうち、最優先で点検すべき橋梁の点検実施率は、緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋80%、跨線橋80%、緊急輸送道路を構成する橋梁82%である。

施設名	管理施設数	H26	H27	H28	H29	実施率	H30 予定
緊急輸送道路を跨ぐ橋梁	565	108	121	98	123	80%	114
跨線橋	262	45	28	69	68	80%	52
緊急輸送道路を構成する橋梁	2,610	327	653	605	553	82%	470



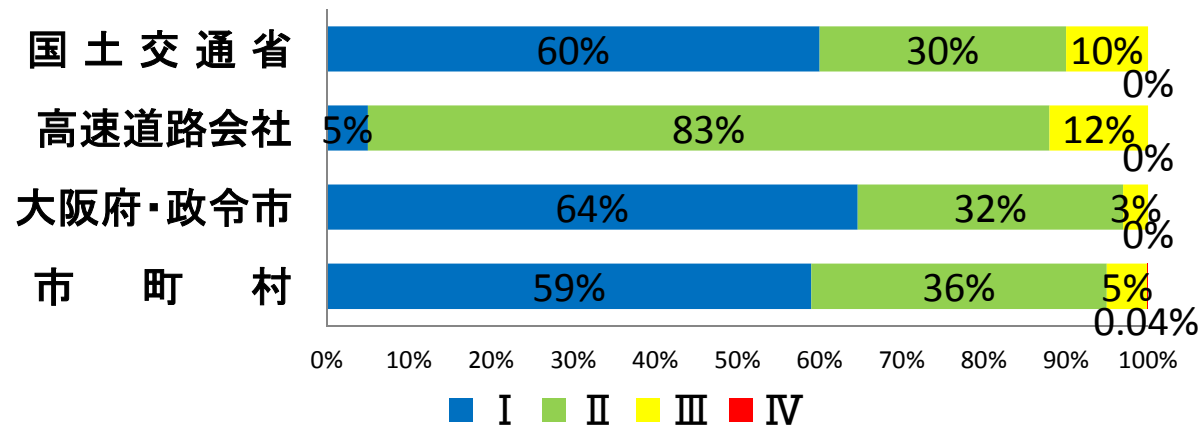
※H29年度は、H28年度に引き続き跨線橋の点検が進捗した。

# 大阪府内の平成29年度点検結果速報[橋梁(判定区分)]

○平成29年度については、判定区分Ⅳ(緊急に措置を講ずべき状態)は※1橋(0.04%)、判定区分Ⅲ(早期に措置を講ずべき状態)は189橋(5.0%)、さらに判定区分Ⅱ(長期的な修繕コスト低減の観点から措置を講ずることが望ましい状態)は1,400橋(37.4%)

管 理 者	管 理 施設数	点 検 実施数	判 定 区 分			
			I	II	III	IV
国 土 交 通 省	459	159	96	47	16	0
高 速 道 路 会 社	781	173	8	145	20	0
大 阪 府・政 令 市	3,762	647	417	210	20	0
市 町 村	6,186	2,765	1,633	998	133	※1
合 計	11,188	3,744	2,154	1,400	189	1

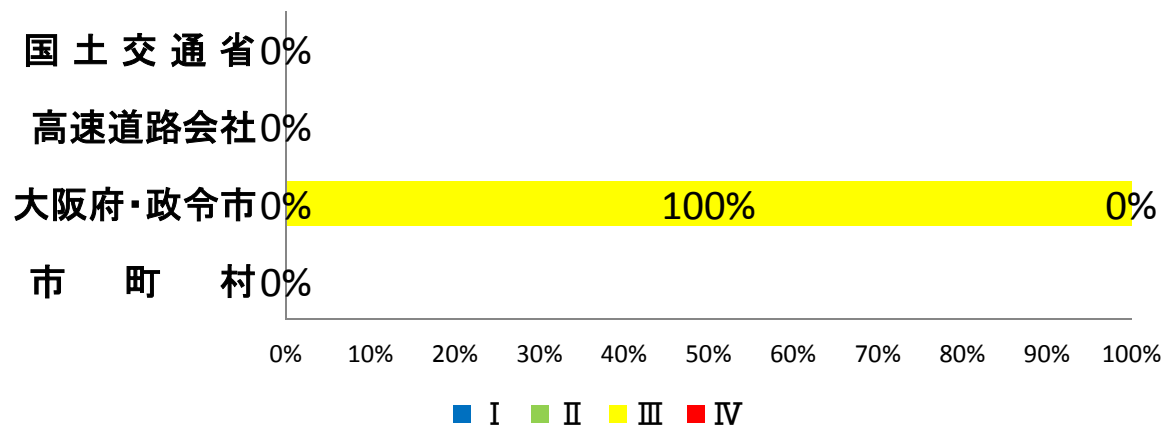
※点検以前より  
通行止継続中  
の人道橋



# 大阪府内の平成29年度点検結果速報[トンネル]

○平成29年度の大阪府内のトンネル点検においては、判定区分Ⅳ(緊急に措置を講ずべき状態)は0本(0%)で該当なく、判定区分Ⅲ(早期に措置を講ずべき状態)は3本(100%)、判定区分Ⅱ(長期的な修繕コスト低減の観点から措置を講ずることが望ましい状態)は0本(0%)

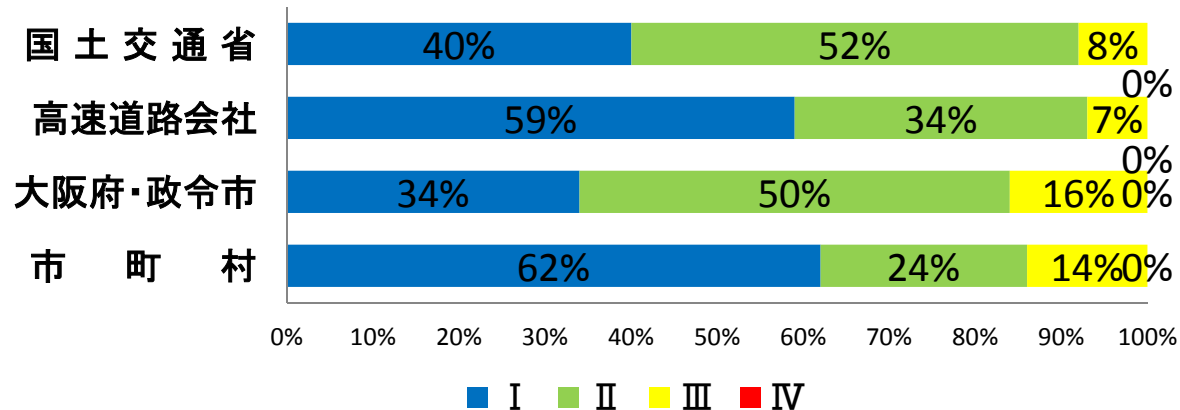
管 理 者	管 理 施設数	点 検 実施数	判 定 区 分			
			I	II	III	IV
国 土 交 通 省	16	0	0	0	0	0
高 速 道 路 会 社	43	0	0	0	0	0
大 阪 府・政 令 市	41	3	0	0	3	0
市 町 村	15	0	0	0	0	0
合 計	115	3	0	0	3	0



# 大阪府内の平成29年度点検結果速報[道路附属物等]

○ 平成29年度については、判定区分Ⅳ（緊急に措置を講ずべき状態）は該当なく、判定区分Ⅲ（早期に措置を講ずべき状態）は69基（12.4%）、判定区分Ⅱ（長期的な修繕コスト低減の観点から措置を講ずることが望ましい状態）は251基（45.1%）

管 理 者	管 理 施設数	点 検 実施数	判 定 区 分			
			I	II	III	IV
国 土 交 通 省	480	92	37	48	7	0
高 速 道 路 会 社	1,195	137	81	46	10	0
大 阪 府・政 令 市	1,083	306	105	152	49	0
市 町 村	96	21	13	5	3	0
合 計	2,854	556	236	251	69	0



# 大阪府内の平成29年度点検結果速報[Ⅳ判定]

○平成29年度点検において、大阪府内における判定区分Ⅳの施設は、\*1橋梁となっている。

## <判定区分Ⅳのリスト>

※点検以前より通行止継続中の人道橋

### ○橋梁

管理者	施設名	路線名	建設年	損傷の具体的内容	通行状況	今後の予定
能勢町	久保田橋	町道 松ヶ下径田線	不明	主桁の腐食、たわみ	・人道橋 ・点検以前より 通行止継続中	利用者が少なく迂回路があることから撤去を含めた協議を検討中

### ○トンネル

該当なし

### ○道路附属物等

該当なし